



が 一体となる場所

市民による自主的で公益的な活動、地域での福祉活動及び生涯学習の活動など、市民の様々な活動の場を提供するとともに、これらの活動が相互に連携を図ることによりそれぞれの場が有する機能を効果的に発揮し、もって市民参画による協働のまちづくりを推進するため、阪南市地域交流館を設置しました。
(阪南市地域交流館条例より)



社会福祉法人阪南市社会福祉協議会が推進する **地域福祉活動**

阪南市市民活動センター夢プラザが推進する **市民公益活動**

併設する阪南市立尾崎公民館との連携による **生涯学習活動** 等



が つながり、広がる場所が

阪南市地域交流館です。



コミュニティバスが乗り入れ



総合情報コーナー



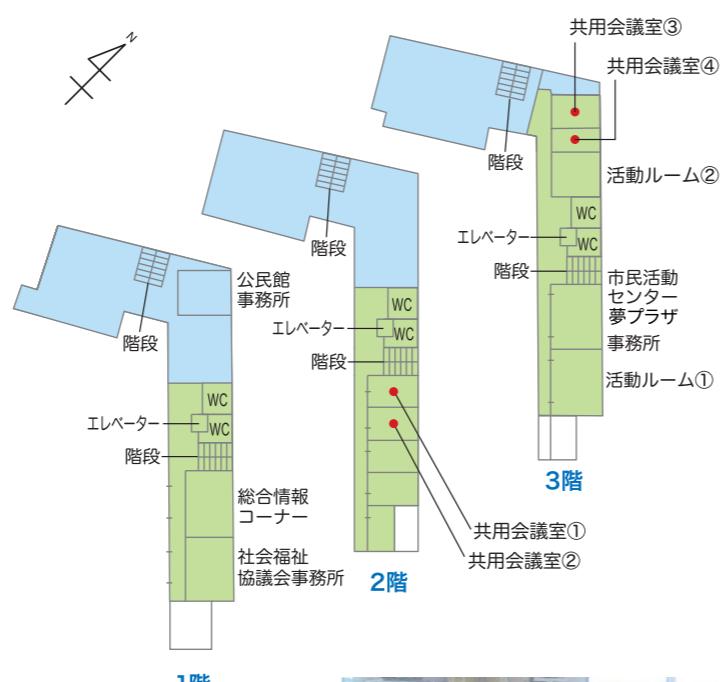
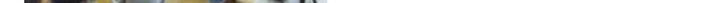
地域交流館
尾崎公民館
WC トイレ

- 1階には、どなたでもご利用できる多機能トイレがあります。
(車いすでも使いやすい広いスペースの確保とともに、手すり、オストメイト用の汚物流し台、乳幼児のおむつ交換台等を設置しています。)
- 阪南市地域交流館内は、エレベーターやスロープを設置する等バリアフリー対応となっています。
- 敷地内は禁煙です。

体育施設での演奏



活動ルームでの展示



貸館ご利用案内

■開館時間／9時～22時(日曜は17時)

■休館日／月曜日、祝日や年末年始等

プロジェクト、スクリーン等の使用を希望する場合は、ご相談ください。

共用会議室①～④

小規模な会議や勉強会等におすすめです。
最大40名まで利用できます。

- 定 員／20名(1室)
- 広 さ／約32m²(1室)
- 冷暖房設備／完備

※ただし冷暖房設備の使用には施設使用料と別に1時間100円が必要です。

- 設 備／各部屋に会議机7台、イス21脚、ホワイトボード1台があります。

※隣接する2部屋を使用すれば、倍の広さ・
定員で利用することができます。

■次に該当するときは使用できません。

- ・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- ・建物又は附属設備を破損するおそれがあるとき。
- ・営利を目的として使用すると認めるとき。
- ・管理上支障があるとき。

体育施設



中規模な講演や教室等におすすめです。
最大200名まで利用できます。

- 定 員／200名(全面)
- 広 さ／約384m²(全面)
- 冷暖房設備／なし

※ただし控室には冷暖房設備があります。
使用には施設使用料と別に1時間100円が必要です。

- 設 備／机、イス等を使用する場合は、
ご相談ください。



施設使用料

共用会議室①～④

	午前	午後	夜間
	9時～12時	12時～17時	17時～22時
通常料金 (1室)	700円	1,000円	1,200円

※阪南市地域交流館条例により、使用料の減免を受けられます。

体育施設

	午前	午後	夜間
	9時～12時	12時～17時	17時～22時
通常料金 全面利用	2,400円	3,400円	4,400円
通常料金 半面利用	1,200円	1,700円	2,200円

- 手続きは、開館日の9時～17時の間で1階の社会福祉協議会事務所窓口にお越しください。
- 受付は、使用を希望する日の2か月前の日が属する月の開館日初日から希望する日の前日までに行ってください。希望日時が重複した場合は、受付の先着順になります。
 - 申込みは、「申請書」に必要事項を記入の上、押印して窓口へ提出してください。「申請書」は窓口にあります。
 - 料金は定められた金額を申込みのときに窓口でお支払いください。
 - 使用を取消す場合は、「取消書」に必要事項記入の上、押印して窓口へ提出してください。「取消書」は窓口にあります。
 - 使用を取消して、お支払いした使用料の還付を受ける場合は、使用予定日の3日前までに使用の「取消書」を提出してください。

詳細は社会福祉法人阪南市社会福祉協議会 (TEL 072-472-3333)へお問合せください。